

フードスペシャリスト資格規程

(総則)

第1条 この規程は、フードスペシャリストの資格に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 フードスペシャリストとは、食に関する専門的、総合的知識と技術を有し、食についての的確なる情報を提供することを専門とする者をいう。

(基本要件)

第3条 フードスペシャリスト資格は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会（以下「協会」という。）が認定するフードスペシャリスト養成機関（以下「養成機関」という。）を卒業した者、食品関連企業就業者向け専門フードスペシャリスト資格認定試験実施規程（以下「就業者向け試験実施規程」という。）を満たす者、又は、フードスペシャリストの授業科目を担当している教員等（フードスペシャリスト養成機関としての認定を受けた教育機関の教授、准教授、助教、専任講師又は兼任教員及びフードスペシャリスト養成機関認定に関する規程第3条の(1)の教育課程を担当する非常勤講師並びに助手をいう。以下同じ）でなければ取得することができない。

(修得単位)

第4条 フードスペシャリストの資格を得ようとする者は、養成機関の正規の課程において、次に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

授 業 科 目	最低単位数
フードスペシャリスト論	2
食品の官能評価・鑑別論（統計処理を含む）	2
食物学（食品学、食品加工学、食品貯蔵・流通技術論、食品機能学等）に関する科目	5
食品の安全性（食品衛生、食中毒、有害物質、食品添加物、水質等）に関する科目	2
調理学（調理科学を含む）に関する科目	4
栄養と健康に関する科目	2
食品流通・消費に関する科目 （フードマーケティングを含む）	2
フードコーディネート論	2

- 2 第1項に規定する授業科目の授業の方法及び単位数の計算方法は、次に定める場合を除き、大学設置基準・短期大学設置基準に定めるところによる。

食品の官能評価・鑑別論	次のいずれかを含む授業が行われること。 (1) 演習2単位以上 (2) 講義2単位以上及び演習1単位以上 (3) 講義1単位以上及び実験もしくは実習1単位以上 講義、演習、実験及び実習にあつては、大学設置基準(昭和31年10月22日文部省令第28号)第21条第2項の規定に基づき、おおむね15時間から45時間までの範囲で養成機関が定める時間の授業をもって1単位とすること。
食物学に関する科目	講義4単位以上及び実験又は実習1単位以上を含む授業が行われること。
調理学に関する科目	講義2単位以上及び実験又は実習2単位以上を含む授業が行われること。

- 3 第1項に規定する授業科目の単位は、養成機関の科目等履修生としても修得することができる。
- 4 第1項の規定は、就業者向け試験実施規程による受験資格者及びフードスペシャリストの授業科目を担当している教員等には適用しない。

(フードスペシャリスト資格認定試験)

第5条 フードスペシャリスト資格認定試験（以下「認定試験」という。）は、毎年度、協会主催により養成機関において、原則として12月の第3日曜日に実施する。

- 2 認定試験は、次の各号の資格区分ごとに行う。
- (1) フードスペシャリスト資格
 - (2) 専門フードスペシャリスト（食品開発）資格
 - (3) 専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格
- 3 認定試験の受験資格は、次の者に与える。
- 一 養成機関の最終年次に在籍する学生
 - 二 4年制大学である養成機関の第3年次に在籍する学生であつて前条に定める授業科目の単位の全てを第3年次中に修得すると見込まれる者
 - 三 養成機関を卒業しており、かつ、前条に定める授業科目の単位の全てを修得済あるいは修得見込である者
 - 四 フードスペシャリストの授業科目を担当している教員等
- 4 第2項第2号及び第3号の認定試験の受験資格は、同項第1号の認定試験の受験者又は合格者及び就業者向け試験実施規程を満たす者に与えるものとする。
- 5 認定試験の受験申請は、養成機関の在籍者にあつてはその養成機関が属する教育機関を経由して、また、養成機関を卒業した非在籍者及び就業者向け試験実施規程による受験資格者にあつては直接協会に行うものとする。
- 6 認定試験の実施要領は、別に定める。

(受験料)

第5条の2 認定試験の受験料は、前条第2項の区分ごとに受験者1名につき次の各号のとおりとする。

(1) フードスペシャリスト資格

5,500 円(税抜価格 5,000 円)

(2) 専門フードスペシャリスト (食品開発) 資格

3,300 円(税抜価格 3,000 円)

(3) 専門フードスペシャリスト (食品流通・サービス) 資格

3,300 円(税抜価格 3,000 円)

(4) 専門フードスペシャリスト (食品開発) 資格

[就業者向け試験] 11,000 円(税抜価格 10,000 円)

(5) 専門フードスペシャリスト (食品流通・サービス) 資格

[就業者向け試験] 11,000 円(税抜価格 10,000 円)

2 養成機関の非在籍者及び就業者向け試験実施規程による受験資格者にあつては、受験料のほか受験票や可否結果等の送付に要する連絡通信費として、受験者1名につき600円を協会に納付するものとする。

(フードスペシャリスト資格認定証)

第6条 第3条及び第4条に定める要件を満たし、第5条第1項及び第2項に定める認定試験に合格した者は、フードスペシャリスト資格認定証(以下「認定証」という。)の交付を申請することができる。

2 認定証の交付手続き及び様式は、別に定める。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

この規程は、平成19年4月24日から施行する。

平成19年11月12日の改正後の規程は、改正の日から施行する。

平成20年1月22日の改正後の規程は、改正の日から施行する。

平成20年5月14日の改正後の規程は、改正の日から施行する。但し、第5条第2項に規定する認定試験受験資格及び第6条第1項に規定する認定証交付申請資格の適用にあたっては、養成機関の正規の教育課程(フードスペシャリスト養成機関認定に関する規程附則但し書きに基づき存続の承認を受けた教育課程に限る。)で修得した第4条第1項に規定する授業科目の単位は、改正後の同条第2項の規定に即して修得したものとみなす。

平成23年2月9日の改正後の規程は、改正の日から施行する。

平成25年2月12日の改正後の規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

平成26年2月13日の改正後の規程は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年5月8日の改正後の規程は、改正の日から施行する。
平成30年6月7日の改正後の規程は、改正の日から施行する。
令和5年2月3日の改正後の規程は、改正の日から施行する。
令和6年2月2日の改正後の規程は、改正の日から施行する。
令和7年2月10日の改正後の規程は、改正の日から施行する。